

住所確認の厳格化に伴う運転免許申請新規取得、併記（免種の追加）、失効（期限切れ）、運転免許証の更新・記載事項変更時の添付書類の変更について  
（令和7年10月1日より）

①新規取得、併記（免種の追加）、失効（期限切れ）の場合

	本籍・国籍等及び住所確認書類
日本国籍のかた （国内居住者）	<p>（変更はありません）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有効な免許をすでに所持しているかたは、免許証等</li> <li>・有効な免許を所持していないかたは、本籍記載の住民票の写し</li> </ul>
日本国籍のかた （国外転出者）	<p>次の1及び2の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍事項証明書</li> <li>2 住所を確かめるに足りる書類 例：青森県内の滞在先における「居住（滞在）証明書」と証明者の住民票の写し</li> </ol> <p>※詳細については、運転免許センター又は八戸、弘前、むつの各試験場にお問い合わせください。</p>
外国籍のかた （住民基本台帳法の適用を受けるかた）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナ免許証を所持しているかたは、同免許証（運転免許証も所持しているかたは併せて運転免許証）</li> <li>・マイナ免許証を所持していないかたは、国籍等及び外国人住民に係る住民票に記載するとされている事項全て（在留資格、在留期限等）が記載された在留期限内の住民票の写し</li> </ul>
外国籍のかた （住民基本台帳法の適用を受けないかた）	<p>次の1及び2の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定めるもの</li> <li>2 公の機関が発行した住所を確かめるのに足りる書類又はこれに準ずるもの 例：在日米軍基地司令官が作成した基地所属軍人の住所を住所を示す書類</li> <li>3 旅券（パスポート）</li> </ol> <p>※詳細については、運転免許センター又は八戸、弘前、むつの各試験場にお問い合わせください。</p>

## ②運転免許更新・記載事項変更の場合

### ○運転免許証の更新時の住所確認書類

外国籍のかた(住民基本台帳法の適用を受けるかた)	・マイナ免許証を所持しているかたは、マイナ免許証 ・マイナ免許証を所持していないかたは次の1から3の書類のうちの一つ 1 在留カード 2 特別永住者証明書 3 国籍等及び外国人住民に係る住民票に記載するとされている事項全て(在留資格、在留期限等)が記載された住民票の写し
外国籍のかた(住民基本台帳法の適用を受けないかた)	次の1及び2の書類 1 外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定めるもの 2 公の機関が発行した住所を確かめるのに足りる書類又はこれに準ずるもの 例：在日米軍基地司令官が作成した基地所属軍人の住所を示す書類 ※詳細については、運転免許センターにお問い合わせください。

### ○住所変更に必要な書類

日本国籍のかた	・マイナ免許証を所持しているかたは、変更内容が記載されたマイナ免許証 ・マイナ免許証を所持していないかたは、住民票の写し
外国籍のかた(住民基本台帳法の適用を受けるかた)	・マイナ免許証を所持しているかたは、マイナ免許証 ・マイナ免許証を所持していないかたは次の1から3の書類のうちの一つ 1 在留カード 2 特別永住者証明書 3 国籍等及び外国人住民に係る住民票に記載するとされている事項全て(在留資格、在留期限等)が記載された住民票の写し

<p>外国籍のかた(住民基本台帳法の適用を受けないかた)</p>	<p>次の 1 及び 2 の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外務省の発行する身分証明書又は権限のある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定めるもの</li> <li>2 公の機関が発行した住所を確かめるのに足りる書類又はこれに準ずるもの</li> </ol> <p style="padding-left: 40px;">例：在日米軍基地司令官が作成した基地所属軍人の住所を示す書類</p> <p>※詳細については、運転免許センターにお問い合わせください。</p>
----------------------------------	---

○本籍・国籍変更に必要な書類

<p>日本国籍のかた</p>	<p>本籍が記載された住民票の写し ※国外転出者は戸籍謄本等</p>
<p>外国籍のかた(住民基本台帳法の適用を受けるかた)</p>	<p>・国籍等及び外国人住民に係る住民票に記載するとされている事項全て(在留資格、在留期限等)が記載された住民票の写し</p>

○氏名変更に必要な書類

<p>日本国籍のかた</p>	<p>・マイナ免許証を所持しているかたは、変更内容が記載されたマイナ免許証</p> <p>・マイナ免許証を所持していないかたは、本籍が記載された住民票の写し ※国外転出者は戸籍謄本等</p>
<p>外国籍のかた(住民基本台帳法の適用を受けるかた)</p>	<p>・マイナ免許証を所持しているかたは、変更内容が記載されたマイナ免許証</p> <p>・マイナ免許証を所持していないかたは国籍等及び外国人住民に係る住民票に記載するとされている事項全て(在留資格、在留期限等)が記載された住民票の写し</p>